

留萌市職員採用試験（ふるさと枠） Q & A

Q 1	居住地が留萌管内以外でなければ受験できないのですか	A 1	受験はできません 基準日時点で留萌管内（留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町）以外に居住されている方を対象としています。
Q 2	U I J ターンとは違うのですか	A 2	ふるさと枠は、故郷に戻って就職するUターンに加え、留萌市に多様なかたちで関わる関係人口となられている方を対象としたものです。
Q 3	関係人口となられている方とはどのようなことですか	A 3	<p>「関係人口」とは、いわゆる実際に居住している「定住人口」ではなく、観光などで訪れる「交流人口」でもなく、留萌市と様々なかたちで関わりのある方のことを指します。</p> <p>具体的例としては、留萌市に何らかのルーツのある方をはじめ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に居住していた ・過去に市内で勤務していたことがある ・ふるさと会などの行事・イベントに参加・参画していた ・何度も訪れてる（リピータ） <p>など、留萌市に多様なかたちで関わっている方、第2の「ふるさと」としている方が対象となります。</p>
Q 4	企業等への職務経験の要件は満たしていますが、現在、就労していない場合でも受験できますか	A 4	受験可能です 職務経験の要件等は募集要項をご確認ください
Q 5	留萌管内に本社がある会社に在籍しており、本社にて3年勤務した後、現在は転勤により留萌管外の支店で勤務していますが、受験資格はありますか	A 5	受験はできません 留萌管内以外に本社がある企業等に勤務している方を対象としています
Q 6	職務経験は採用後の初任給に考慮されますか	A 6	民間企業等の職歴に応じて初任給を加算する制度があります。 また、初任給の決定にあたっては、市外だけではなく市内企業等における職歴も考慮されます